

川崎市立病院における診療記録の提供に関する方針

川崎市立病院（以下「病院」という。）を受診した患者に係る診療記録の提供について、「診療情報の提供等に関する指針」（「診療情報の提供等に関する指針の策定について」（平成15年9月12日付け医政発0912001号厚生労働省医政局長通知）別添）の定めるところにより実施することとし、提供に関する方針を定める。

1 提供を受けることができる者

診療記録の提供を受けることができるのは、原則として受診した患者本人とする。

ただし、次に掲げる場合には、患者本人以外の者が患者に代わって診療記録の提供を請求することができる。

- (1) 患者に法定代理人がいる場合には、法定代理人。ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては患者本人のみの請求を認めることができる。
- (2) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- (3) 患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者
- (4) 患者の判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者
- (5) 患者が死亡している場合は、親族及びこれに準ずる者

2 提供する診療記録

提供する診療記録とは、診療録、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経

過の要約その他の診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録をいう。

3 請求手続

診療記録の提供を希望する者は、別紙の「診療記録提供請求書」（以下「請求書」という。）を受診した病院の事務局医事課に提出するものとする。

4 必要書類

診療記録の提供を請求する者（以下「請求者」という。）は、請求書に加え、それぞれ次に掲げる書類を提出するものとする。

患者本人による請求の場合	本人確認書類
患者の法定代理人又は任意後見人による請求の場合	(1) 代理又は後見の資格を証明する書類 (2) 請求者の本人確認書類
患者の親族及びこれに準ずる者又はその法定代理人による請求の場合	(1) 親族又はこれに準ずる者であることを証明する書類 (2) 請求者の本人確認書類（法定代理人の場合は、代理の資格を証明する書類）

5 提供の実施及び非提供

病院は、次に掲げる場合を除き、請求者に対し診療記録を提供しなければならない。

(1) 診療記録を提供することにより、第三者の利益を害するおそれがあるとき。

(2) 診療記録を提供することにより、患者の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるほか、診療記録を提供しないことについて適当な理由があると病院長が認めるとき。

6 決定期限と延長

病院は、診療記録提供の請求を受けた場合、原則として請求を受けた日から30日以内に診療記録を提供すること又は一部若しくは全部を提供しないことを決定しなければならない。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期限を相当な期間に限り延長することができる。

なお、請求書の必要事項への記載及び請求に当たって必要な書類が不足していた場合、その補正にかかった期間は決定するまでの期間に算入しない。

7 手数料等

診療記録の提供に係る手数料は、無料とする。

請求者は、診療記録の提供にかかる実費相当額の費用を負担するものとする。

8 他の法令との関係

診療記録に記載されている自己を本人とする保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する保有個人情報をいう。）について、患者本人から同法第76条第2項に規定する開示請求があったときは、同法に定めるところによるものとし、この方針に定める診療記録の提供は実施しない。

9 その他

(1) この方針に定めるほか、実施に当たり必要な事項は別に定める。

(2) この方針は、令和8年4月1日から適用する。

(3) この方針の適用前に診療記録の提供の求めがあった場合の取扱いについては、なお従前の例による。

川崎市立病院における診療記録を提供する際の写しの作成等に要する費用の額について

「川崎市立病院における診療記録の提供に関する方針」（令和8年3月17日付け7川病総庶第1809号）に定めるところにより、川崎市立病院が実施する、診療記録の提供における写しの作成及び送付にかかる費用の額を次のように定め、令和8年4月1日から施行する。

1 写しの作成に要する費用の額

(1) 乾式複写機により写しを作成する場合（単色刷り）

写し1面につき10円

(2) 乾式複写機により写しを作成する場合（多色刷り）

写し1面につき30円

(3) 光ディスク（CD-R）に複写する場合

複写1枚（700MB）につき100円

(4) 第1号から第3号までにより難しい場合

写しの作成に要する費用の実費に相当する額

2 写しの送付に要する費用の額 郵送料

